

紋章の研究

その16 江戸時代の武将の紋章(11)

若山初子

A STUDY OF CRESTS

No. 16, The Crests of Samurai Families of the Edo Era (11)

Hatsuko Wakayama

ABSTRACT

This investigation was of various Samurai crests of 573 daimyo and 838 retainers (holdings ranging from 9900 *koku* to 150 *hyo* in value) in the year 1713 (year 3 of the Shoutoku Period). The crests included in this study were ones theretofore unresearched.

These new crests were of the following three types:

- (1) Crests which existed beforehand but were altered
- (2) Crests which existed beforehand but were put into new combinations
- (3) Crests which included new materials

CRESTS OF DAIMYO consisted of the following types:

- (1) Crests which existed beforehand but were altered:
 - (a) two of which portions were altered
 - (b) four of which outlines were altered
 - (c) three to which outlines were affixed
 - (d) one the shape of which was reworked
- (2) Four crests, the parts of which were newly combined
- (3) Two crests which new materials were used to make

These sixteen crests were all new ones.

RETAINERS' CRESTS (retainers with holdings in the range of 9900 *koku* to 150 *hyo*) consisted of the following types:

- (1) Crests which existed beforehand but were altered:
 - (a) nine of which had portions which were altered

- (b) two of which had outlines which were altered
- (c) one of which had its black-and-white color combination reversed
- (d) four of which had the combination of their parts altered
- (2) Five crests, the parts of which were newly combined
- (3) Crests which were new but the names of which are unknown:
 - (a) three of which had newly combined parts
 - (b) one of which had new materials used to make it

The preceding twenty-five crests were all new ones.

The total of forty-one crests which this study concerned were all acknowledged to be new ones.

I. 緒言

II. 大名の紋章

1. 紋章の分類

2. 新しい紋章

(1) 今まである紋章を変化させたもの

- ・ 部分的に変化させたもの
- ・ 外郭を変化させたもの
- ・ 外郭を付したもの
- ・ 形を改造したもの

(2) 新しく組み合わせたもの

(3) 新しい事物の紋章

3. 紋章名不明のもの

4. まとめ

III. 9900石～150俵の武将の紋章

1. 紋章の分類

2. 新しい紋章

(1) 今まである紋章を変化させたもの

- ・ 部分的に変化させたもの
- ・ 外郭を変化させたもの
- ・ 白黒を反対にしたもの
- ・ 組み合わせを変化させたもの

(2) 新しく組み合わせたもの

3. 紋章名不明のもの

4. まとめ

IV. 結び

I. 緒言

前報⁽¹⁾においては大武鑑⁽²⁾に収録されていた、江戸時代寶永7年における大名573氏、9900石～200俵の武将814氏の紋章を調べ考察を行なった。

その内容はこの年に新しく用いられた紋章を見出すことである。その結果新しい紋章として、大名では今まである紋章を変化させたもの10ケース、新しく組み合わせたもの4ケース、新しい事物の紋章1ケース、紋章名不明であるが新しいもの2ケースが認められた。

また9900石～200俵の武将では、今まである紋章を変化させたもの16ケース、新しく組み合わせたもの7ケース、新しい事物の紋章2ケースであった。

合計42ケースが新しい紋章であり、始めて用いられたと考えられる新しい事物の紋章3ケースはすべて文字紋であった。

本報においては大武鑑⁽³⁾に収録されていた、正徳3年の大名573氏、および9900石～150俵の武将838氏の紋章を調べ、前報⁽¹⁾と同様に新しい紋章を見出すことを目的としてまとめた。

尚新しい紋章の定義としては前報⁽¹⁾と同様に

- 今まである紋章を変化させたもの
 - 新しく組み合わせたもの
 - 新しい事物を用いたもの
- とした。

Ⅱ. 大名の紋章

1. 紋章の分類

正徳3年に大武鑑⁽³⁾に載せられている大名573氏の紋章を分類して表1に示す。尚分類方法は前報⁽¹⁾と同様である。

表1 正徳3年の大名の紋章の分類

文		様		紋		
紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	
巴紋	右一つ巴	1	菱紋	三階菱	6	
	右三つ巴	8		丸に三階菱	2	
	右三つ巴 (巴の間黒地)	1		割菱	2	
	左三つ巴	5		山口菱	4	
	左三つ巴 (巴の間黒地)	3		溝口菱	1	
木瓜紋	五葉木瓜	3	菱紋	松皮菱	1	
	五葉木瓜 (窠輪黒地)	4		三つ盛菱	2	
	織田木瓜 (窠輪黒地)	7		三つつなぎ菱角	2	
	瓜紋	堀田木瓜	3	花菱紋	丸に花菱	1
		細輪に豎木瓜	2		隅切立角に花菱	1
		細輪に豎木瓜 (窠輪黒地)	2		四つ花菱	3
		三つ盛木瓜	1		柳沢菱の葉	1
引両紋	丸に二引両	3	鱗紋	三つ鱗	3	
	揃い二つ引両	1				
	両紋	丸に三引両	13	輪紋	細輪	3
		丸に豎三引両	2		太輪	6
目結紋	喰違七引両	1	輪違紋	柶輪	1	
	四つ目結	1		直違紋	輪違	2
		隅立四つ目結	10		角紋	丹羽直違
	丸に四つ目結 (丸と四つ目の間黒地)	2	細平角	1		
	隅立角に隅立四つ目結	1		隅立角持		1
	つなぎ四つ目結	1	つなぎ四つ目結 (黒地)			1
	つなぎ四つ目結 (黒地)	1		つなぎ九つ目結		7
つなぎ九つ目結	7					

植		物		紋					
紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数				
葵	丸に三つ葵	13	藤	下り藤	4	龍	丸に笹龍胆	2	
	菊輪に三つ葵	2		下り藤 (花黒地)	10		丸に三つ葉龍胆	3	
	窠輪に三つ葵	3		下り藤 (変形)	1		三つ笹龍胆	1	
	窠輪に三つ葵 (窠輪黒地)	2	紋	上り藤	3	胆	(下部から蔓を伸ばし斜交させたもの)		
	平隅切角に三つ葵	1		上り藤 (花黒地)	1		紋	尻合せ三つ笹龍胆	3
	八角に三つ葵	6		丸に上り藤 (花黒地)	1			龍胆車	1
				藤巴	6				
紋	水戸六つ葵	11	葛	葛	4	茗荷紋	抱茗荷	3	
	紀州六つ葵	1		丸に葛	2		丸に抱茗荷	2	
	六つ裏葵に唐花	4		丸に藤堂葛	2		笹	丸に三枚笹	1
	立葵	1	鬼葛	7	五枚根笹	1			
	丸に立葵	18	丸に尻合せ三つ葛	4	丸に九枚笹	1			
	四角に立葵	2	沢瀉	丸に沢瀉	6	細輪に九枚笹		1	
	桐	五三の桐		3	抱き沢瀉	5	牡丹紋	丸に牡丹	1
五七の桐		20		丸に抱き沢瀉	1	津軽牡丹		2	
五七の桐 (花黒地)		20	紋	大関沢瀉	2	松紋	丸に櫛松	2	
五七の蔭桐		1		三つ盛沢瀉	2				
尻合せ三つ五七の桐		1							
梅	丸に向う梅	1	梶	立梶の葉	4	丁字	六つ丁字	1	
	丸に向う梅 (丸と梅の間黒地)	1		丸に立梶の葉	1		丸に六つ丁字 (丸と丁字の間黒地)	2	
	梅鉢	2		隅切平角に立梶の葉	1		かげ六つ丁字	1	
	紋	子持ち梅輪に梅鉢	1	紋	諏訪梶の葉	3	紋	八つ丁字	1
		星梅鉢	14		安部梶の葉	1		違い丁字 (右上)	1
		星梅鉢 (中心の円黒地)	2		柏	丸に三つ柏		1	桜紋
		裏梅鉢	3	牧野柏		10	九曜桜	1	
				細輪に土佐柏		2	撫子紋	三つ盛撫子	
				抱き柏	1				
酢漿草紋	酢漿草	1	桔梗紋	桔梗	5	梨紋	永井梨切口	2	
	丸に酢漿草	7		丸に桔梗 (丸と桔梗の間黒地)	2		永井梨切口 (丸黒地)	1	
	隅入平角に酢漿草	2	橘紋	橘	2				
		丸に橘		7					

紋章の研究

紋の種類		紋章数
棕櫚紋	米津棕櫚	2
鉄線紋	丸に鉄線 (具象表現)	2
大根紋	違い大根 (左上)	1
車前草紋	車前草	1
銀杏紋	細輪に三つ銀杏	1
茄子紋	三つ茄子	1

動物紋			
紋の種類		紋章数	
鷹の羽紋	丸に右重ね違い鷹の羽	1	
	丸に右重ね班入違い鷹の羽	4	
	丸に班入違い鷹の羽	4	
	五つ瓜輪に右重ね班入違い鷹の羽	1	
	細輪に八つ鷹の羽車	2	
	丸に八つ鷹の羽車	1	
	五つ瓜輪に八つ鷹の羽車	2	
	(窠輪黒地)		
	井上鷹の羽	4	
	久世鷹の羽	4	
	蝶紋	揚羽蝶	3
		丸に揚羽蝶	4
		銀輪に揚羽蝶	1
		菊輪に揚羽蝶	1
三つ蝶 (内向き)		5	
備前蝶		2	
建部蝶		2	
変り建部蝶	1		
馬紋	相馬つなぎ馬	1	
鶴紋	鶴の丸	2	
	丸に鶴の丸	2	
雁紋	丸に二つ雁金 (増山雁金)	2	
鳳凰紋	鳳凰の丸	2	

器財器具紋		
紋の種類		紋章数
釘抜紋	釘抜	7
	丸に釘抜	4
	丸に釘抜 (丸と釘抜の間黒地)	6
	隅切垂れ角に釘抜	1
杏葉紋	抱き杏葉	2
	立花杏葉	1
	鍋嶋花杏葉	4
	内隅入平角に鍋嶋花杏葉	2
矢紋	丸に一本矢羽 (矢の輪郭二重、丸と矢の間黒地)	2
	違い矢 (左上柄長)	1
	片桐違い矢	2
扇紋	五本骨扇	1
	月の丸扇	3
	丸に月の丸扇	2
	内隅入平角に月の丸扇	2
	高崎扇	2
	三つ扇	6
	重ね扇 (島原扇)	1
桧扇紋	丹羽桧扇	1
軍配団扇紋	中津団扇	1
	軍配団扇 (房付)	1
	三軍配団扇 (柄長)	1
車紋	源氏車 (八本骨)	3

紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数
水車紋	丸に六つ水車	2	梯子紋	五段梯子	1
	八つ水車	8		七段梯子	1
銭紋	永楽通寶銭	5	独楽紋	独楽	1
	真田六文銭	2		槌紋	槌
	青山銭	5	餅紋		三つ入餅
	裏一文銭	2		白餅	
蛇の目紋	蛇の目	8	拵紋		三つ入拵
	蛇の目九曜	3		餅紋	
	蛇の目九曜 (中の蛇の目黒地)	1	餅紋		白餅
	久留守紋	中川久留守		1	
	内田久留守(星付)	2			
笠紋	柳生笠	2	餅紋	白餅	5
	笠	1			
洲浜紋	洲浜	1	餅紋	白餅	5
	三つ盛洲浜	2			
祇園守紋	祇園守	1	餅紋	白餅	5
	丸に祇園守	1			
	祇園守崩し (結び目あり)	2			
	切り込み輪に祇園守	1			
輪宝紋	三宅輪宝	4	餅紋	白餅	5
轡紋	轡	2			
	隅立角轡	1			

天文地理紋		
紋の種類		紋章数
星紋	三つ星	1
	離れ三つ星	1
	五つ星	1
	六曜	2
	七曜	2
	九曜	25
	離れ九曜	6
	角九曜	3
	十曜	2
	十一曜	1
	日紋	十二日足紋
月紋	隅立角に月	1
	おぼろ月	2

文 字 紋	
紋の種類	紋章数
白黒一文字	1
変り窠輪に一文字 (窠輪黒地)	1
八角に三の字	1
丸に九の字	1
丸に十字	3
丸に十一文字	1
丸に大の字	3
左万字	2
丸に左万字	3
丸に左万字 (丸と万字の間黒地)	3
右万字	1
本の字	1
丸に本の字	3
四角に本の字	1
細隅切角に本の字	1
丸に山の字	1
隅切立角に米の字	1
丸に利の字 (丸と利の字の間黒地)	4
藤の字 (黒地)	1
四角に戸の字 (四角黒地)	1

築 造 物 紋		
紋の種類		紋章数
井筒紋	組平井筒	5
井桁紋	井桁	1
瓮紋	かげ立三つ石	1
鳥居紋	鳥居 (かさ木黒)	1

図 符 紋	
紋の種類	紋章数
丸に九字	1
源氏香図 (花散る里)	1

不 明 紋	
紋の種類	紋章数
紋章名不明のもの	4

合 成 紋	
紋の種類	紋章数
一文字三つ星	6
丸に一文字三つ星	1
丸に三つ星一文字	3
れんじに月	2
榊に月	3
折敷に三の字	4
折敷に縮三の字	3
折敷に縮三の字 (折敷全体黒地)	1
亀甲に花菱	1
亀甲に花角	3
亀甲に七曜 (亀甲と七曜黒地)	2
亀甲に七曜 (亀甲と七曜の間黒地)	1
亀甲に左万字	1
亀甲に小の字	1
亀甲に違い鷹の羽	2
三つ盛亀甲に十の字	1
三つ盛亀甲に七曜 (六郷亀甲)	2
三つ盛亀甲に花角 (亀甲内黒地)	1
黒餅に稲妻	2
黒餅に九曜	2
黒餅に木瓜	1
黒餅に酢漿草	2
黒餅に班入違い鷹の羽	1
黒餅に額	2

紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数
白餅に剣酢漿草	1	丸に二本竹に二羽宿雀	3
白餅に沢瀉	2	九枚笹輪に三羽飛雀	1
白餅に右重ね違い鷹の羽	2	鳥居笹	1
白餅に右重ね班入違い鷹の羽	2	五つ瓜輪に剣唐花	1
白餅に本の字	3	七宝に変形花菱	1
板倉巴	6	星付七宝に花角	2
板倉木瓜	1	鑲輪に井上鷹の羽	1
六曜巴	1	丸に三つ寄せ変り蝶に菊	1
(六曜の中心に右三つ巴)		三つ寄せ蝶に菊	2
剣輪に右三つ巴	2	庵に木瓜	2
剣酢漿草	2	秋田檜扇	2
丸に剣酢漿草	10	獅子に牡丹(秋田牡丹)	1
長剣梅鉢	1	南部鶴	4
菱付梅の花	1	丸に一文字割剣桔梗	5
上り藤に大の字	3	山形に木瓜	1
上り藤に大の字	4	富士山に霞	1
(花と大の字黒地)		九つ槌輪に三つ葵	1
下り藤に十の字	4	三つ松輪に三つ葵	1
(花と十の字黒地)			
水野沢瀉(沢瀉に水)	3		
沢瀉に水	1		
雪持五枚笹(1)	2		
雪持五枚笹(2)	1		
竹輪に二羽飛雀(仙台)	1		
竹輪に二羽飛雀	1		
丸に九枚笹に二羽飛雀	2		

次に表1の紋章をまとめてその数を図1に示す。

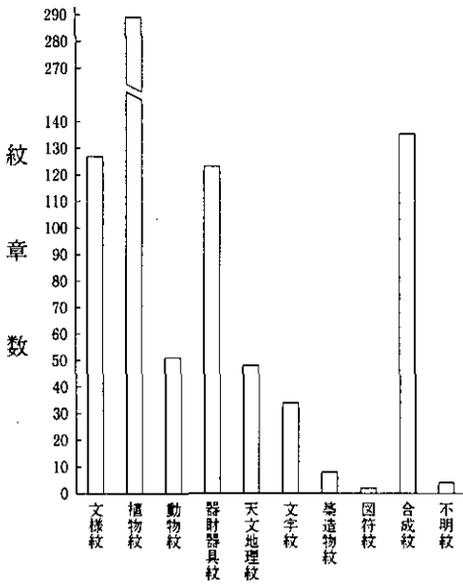


図1 大名の紋章の種類

図1の結果を前報⁽¹⁾と比較すると同様の傾向を示す。すなわち植物紋が最も多く用いられ、他の多用紋の2倍以上を占める。前報⁽¹⁾との違いは合成紋の割合が僅かではあるが増加していることであり、文様紋、器財器具紋を抜き多用されていることが認められる。尚合成紋は二つ以上の紋章を組み合わせて一つの紋章にしたもので、著者が付した名前である。

大名が用いている紋章数の合計は822ケースであり、前報⁽¹⁾と同様に40%以上の大名が複数の紋章を用いていることが認められる。

2. 新しい紋章

大名の紋章中、新しく用いられた紋章を前述のように分類しまとめた。

(1) 今まである紋章を変化させたもの

新しく用いられた紋章にはこの形態のものが多く、この傾向は前報⁽¹⁾でも同様である。

形態の変化を便宜上四つの項目に分類し、用いている武将と共に表2に示す。

表2 今まである紋章を変化させたものおよび用いた武将

部分的に変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	菱付梅の花	松平周防守康豊	50000
	雪持五枚笹	松平豊前守重休	33000

外郭を変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	九つ槌輪に三つ葵	松平大隅守通顯	記載なし
	三つ松輪に三つ葵	松平安房守通温	記載なし
	変り栗輪に一文字	保科兵部少輔正賢	20000
	亀甲に違い鷹の羽	阿部民部正良	16000

外郭を付したもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	子持ち梅輪に梅鉢	松平備後守利章	70000
	切り込み輪に祇園守	松平造酒正澄猶	30000
	四角に戸の字	戸澤上總介正庸	68200

形を改造したもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	龍胆車	有馬蕃頭則維	220000

・ 部分的に変化させたもの

これは既存の紋章の一部を変化させたものであり2ケースの紋章であった。

松平周防守康豊の用いている紋章を菱付梅の花としたが、これは著者が付したものである。武将が用いている植物紋は、例えば剣梅鉢あるいは剣酢漿草のように、花卉と花卉の間に剣を挿入して植物紋の美しさのみでなく武力を示している場合があるが、この紋章の梅の花弁と花卉の間に挿入されているものは剣ではない。

また本報でこの武将の用いている紋章は、蔦紋とこの菱付梅の花であるが、前報⁽¹⁾で用いていた紋章は蔦紋とつなぎ二つ目結および、不明紋として述べた紋章（前報⁽¹⁾表5に図示）の3種であった。系図上では同一人と考えられるので蔦紋以外の紋章を変化させたものと思われる。

次に雪持五枚笹と名付けた紋章は前報⁽¹⁾においても部分的に変化させた紋章として述べたものである（前報⁽¹⁾表2に図示）。この紋章も五枚笹の上部に描かれている模様の形態が文献⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾には無く、著者が雪と判断したものであった。前報⁽¹⁾との違いは雪と判断した模様の中に笹の枝が描かれたことである。

この紋章を用いている松平豊前守重休は七曜紋と共に用いている。尚前報⁽¹⁾で雪持五枚笹を用いた武将は松平豊前守頼實であり、文献⁽²⁾⁽³⁾によると居城も石高も同じである。また父も同じ兄弟関係も全く同じなので同一人と考えられる。改名した時に紋章の形態を変化させたものであろう。また豊前守重休と同じ雪持五枚笹を用いている松平吉五郎は舎弟であり、紋章は雪持五枚笹のみである。

尚表1中の合成紋には雪持五枚笹(1)、(2)と分類して示したが、これは雪持五枚笹の形態が異なるためである。そしてその形は文献⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾に載っているものであり、用いている武

将は同じく松平豊前守であった。

・ 外郭を変化させたもの

この紋章は既存の紋章の外郭を変化させたもので4ケースの紋章が認められた。

九つ槌輪に三つ葵を用いている松平大隅守通顯と、三つ松輪に三つ葵を用いている松平安房守通温は共に尾張家である。両武将共正徳3年に始めて系図に記載されており、用いた紋章が載せられている。尾張家が丸に三つ葵と六つ葵を家紋としているのは周知の事実である。両武将共に外郭の丸を変化させている。

槌は物を打つのに用いる道具であり、この打つは敵を討つに通じ、また福の神の大黒天の持ち物であり、瑞祥的意義も併せ持つと考えられる。以上のような意味を持たせて九ヶの槌を外郭としたものであろう。

また松は常緑樹であり、松の齡とか松竹梅としても用いられやはり瑞祥的意義を持つ。両武将共に六つ葵紋も用いている。

保科兵部少輔正賢は角九曜と共に変り窠輪に一文字を用いている。この武将は前報⁽¹⁾において角九曜と窠輪に一文字を家紋としている。本報では角九曜は同じであるが、窠輪に一文字紋を変化させたことが認められた。前報⁽¹⁾における紋章は輪郭のみで描かれているが、本報における紋章は窠輪を黒地にし、その内側の環状の部分を延長して蔓状にしている。これはどのような意味を持たせたのであろう。調べた限りではこの形態の紋章は認められず、変り窠輪は著者が付した名称である。

次に違い鷹の羽の外郭に亀甲を用いたものも新しい。この紋章を用いている阿部民部正良は隅立角持と共にこの紋章を用いている。前報⁽¹⁾においては隅立角持と丸に違い鷹の羽であった。阿部氏一族は違い鷹の羽紋を用いているために外郭を変化させたものと考えられる。

以上の4ケースであるが、ここで気が付くことは外郭の変化による新しい紋章と判断し、前報⁽¹⁾におけるその武将を調べると既存の外郭を用いており、それを新しい形に変化させたものであることがわかった。

・ 外郭を付したもの

この系列に入るものは既存の紋章に外郭を付したために新しい紋章になったと考えられるものである。3ケースの紋章が認められた。

梅鉢は外郭を付した形ではあまり用いられていない。この紋章に更に子持ち梅輪が付けられたのは始めてと考えられる。子持ち梅輪に梅鉢を用いている松平備後守利章は前報⁽¹⁾においては梅鉢のみである。

次に松平造酒正澄猶は、鑲輪に揚羽蝶と共に切り込み輪に祇園守を用いている。この祇園守の外郭は何であろうか。ギザギザのある外郭としては雁木輪あるいは柵輪があるが、この紋章はそのどちらでもない。切り込み輪は便宜的に著者が付したものである。この外郭は左右上下共にアンバランスであり、このような外郭は新しい形である。またこの武将は前報⁽¹⁾では鑲輪に揚羽蝶と、丸に祇園守を用いている。

また前報⁽¹⁾では戸の字を新しい事物の紋章として述べたが、本報においてはそれに四角の外郭が付されていることが認められた。本報の戸澤上総介正庸は前報⁽¹⁾戸澤上総介政職の嫡男である。戸の字に四角の外郭を付して用いたものと考えられる。この戸澤氏は戸の字と共に九曜紋を用いているが、この九曜紋も前報⁽¹⁾において白黒を反対にした紋章として述べたものである。九曜紋は九曜のみで外郭を付さないものが多いが、戸澤氏の場合は外郭に丸を用い、かげ九曜としたものであった。しかし本報においては多用されている九曜紋である。

・ 形を改造したもの

この系列に属する紋章は、事物を図案化したり、あるいは分割した形のものとした。1ケースの紋章が認められた。

有馬玄蕃頭則維は前報⁽¹⁾においては釘抜と左三つ巴を家紋としており、本報ではこの二種の紋章に加え龍胆車を用いている。花五弁と葉五枚を車状にしたものである。

(2) 新しく組み合わせたもの

この系列に属する紋章は、今まで用いられていた紋章を他のものと組み合わせた結果、新しい紋章になったもので4ケースの紋章が認められた。

紋章および用いた武将を表3に示す。

表3 新しく組み合わせた紋章および用いた武将

紋章	紋章名	氏名	石高
	山形に木瓜	分部若狭守信政	20000
	獅子に牡丹	秋田信濃守輝季	50000
	白餅に右違鷹の羽	阿部主水	記載なし
	白餅に班入右違鷹の羽	阿部豊後守正喬	100000

山形に木瓜を組み合わせた形は新しい。木瓜紋は単独で用いられている場合が多いので、分部若狭守信政はどのような意図で組み合わせたのであろう。丸に三引両と共に用いることが認められる。尚前報では丸に三引両と三階菱を家紋としていた武将である。

秋田家の紋章は秋田捨扇であり、信濃守輝季は秋田捨扇と共に獅子に牡丹を家紋として用いている。獅子は百獣の王といわれ、牡丹もその富貴艶麗な姿を愛でられ、この二つの組み合わせは強い権威と豪華さの象徴を意味してい

るものと思われる。尚前報⁽¹⁾においては秋田
 絵扇と共に不明紋として述べた紋章の2種類
 であり、本報ではこの2種の紋章に更に獅子
 に牡丹紋が加わったわけである。このこと
 により一人の武将が家紋としての世襲の紋章
 を用いると共に、家紋を増加させていたこと
 も認められた。

次に違い鷹の羽紋は多用されている紋章で
 あり、鷹の羽の形自体の改造は少ない紋章で
 ある。阿部主水および、阿部豊後守正喬は前
 報⁽¹⁾ではそれぞれ黒餅と組み合わせていたも
 のであったが、本報では白餅との組み合わせ
 に変化していることが認められた。尚主水は
 正喬の2男である。

(3) 新しい事物の紋章

この分類に属する紋章は初めて用いられた
 紋章であり、最も新しい形態と考えられる。
 2ケースの紋章が認められた。

紋章および用いた武将を表4に示す。

表4 新しい事物の紋章および用いた武将

紋章	紋章名	氏名	石高
	三つ茄子	松平大炊頭吉邦	250000
	富士山に霞	青木甲斐守重矩	10000

松平大炊頭吉邦が三つ茄子を紋章として用
 いている。この武将は尾張徳川家であり前
 報⁽¹⁾では丸に三つ葵の紋章のみであった。本
 報においては丸に三つ葵、および五七の桐と
 共にこの茄子紋を用いている。文献⁽⁷⁾によ
 るとインド原産で日本への渡来は明らかでは
 ないが、正倉院文書に記述があるようである。
 日本の家紋は植物紋が多いが茄子が武家紋と
 して用いられたのは調べた限りでは始めてで
 ある。文献⁽⁴⁾⁽⁵⁾には茄子紋は載せられていな

い。初夢は「一富士、二鷹、三茄子」と言わ
 れているように、縁起の良いものとして家紋
 に加えたものであろう。

次に青木甲斐守重矩は富士山に霞紋を用い
 ている。この紋章は三つ盛洲浜紋と共に用い
 られているものである。前報⁽¹⁾における青木
 氏の紋章は丸に洲浜紋と鹿角(抱き角)紋で
 あった。前報⁽¹⁾の武将は青木甲斐守重安と記
 されており、本報の青木甲斐守重矩とどのよ
 うな関係かはっきりしない。両氏とも重正を
 父としているが寶永7年の系図には重安のみ
 が載せられており、正徳3年の系図は重矩の
 みであった。父は同じなので兄弟なのか、ま
 たは同一人の改名によるためのものであろう
 か。

山は高く聳える姿が尊ばれ信仰されたと考
 えられ、今までも山と考えられる紋章は用い
 られているが、富士山を紋章化し霞と組み合
 わせられた紋章は始めてのものである。

3. 紋章名不明のもの

紋章名のわからないものを表5に示す。

表5 紋章名不明のものおよび用いた武将

紋章	氏名	石高
	本多兵庫忠就	10000
	松浦弾正隣	10000
	相良近江守頼以	22000
	秋田信濃守輝季	50000

4ケースの紋章であり、これらは前報⁽¹⁾に
 おいても不明紋としてまとめた紋章であり考
 察を省略する。

秋田信濃守輝季の用いている紋章は白黒の関係が前報⁽¹⁾と反対になっていることが認められた。

4. まとめ

以上正徳3年の大名573氏の紋章821ケースについて分類しまとめた。

新しい紋章としては

- (1) 今まである紋章を変化させたもの
 - ・ 部分的に変化させたもの…2ケース
 - ・ 外郭を変化させたもの……4ケース
 - ・ 外郭を付したもの……………3ケース
 - ・ 形を改造したもの……………1ケース
- (2) 新しく組み合わせたもの……4ケース
- (3) 新しい事物の紋章……………2ケース

以上の16ケースの紋章であった。

Ⅲ. 9900石～150俵の武将の紋章

1. 紋章の分類

9900石～150俵の武将838氏の紋章を分類して表6に示す。尚分類方法は前述と同様である。

次に表6の紋章をまとめてその数を図2に示す。

図2の結果を前報⁽¹⁾と比較するとほぼ同様の傾向を示すが前報との違いは、器材器具紋が動物紋よりも僅かではあるが多く用いられており、また文字紋と天文地理紋の関係も前報⁽¹⁾とは逆の関係であることが認められる。

9900石～150俵の武将の紋章数の合計は851ケースであった。

表6 正徳3年 9900石～150俵の武将の紋章の分類

文 様 紋		
紋の種類		紋章数
巴 紋	右一つ巴	1
	右三つ巴	8
	丸に右三つ巴	1
	左二つ巴	3
	左二つ巴(間黒地)	1
	左三つ巴	15
木 瓜 紋	左三つ巴(間黒地)	5
	木瓜(窠輪黒地)	3
	丸に木瓜	1
	丸に木瓜(窠輪黒地)	7
	五葉木瓜	1
	五葉木瓜(窠輪黒地)	2
	丸に五葉木瓜	1
	(窠輪黒地)	
	織田木瓜(窠輪黒地)	7
	豎木瓜(窠輪黒地)	2
	丸に豎木瓜	1
	(窠輪黒地)	
	隅立角に豎木瓜	1
	(窠輪黒地)	
三つ盛木瓜	1	
三つ盛豎木瓜	1	
丸に三つ寄せ木瓜	1	
引 両 紋	丸に二引両	10
	丸に三引両	9
	隅立角に三引両	1
	丸に豎二引両	2
	丸に豎三引両	1

紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数
目 結 紋	菅沼三つ目結	5	鱗 紋	丸に三つ鱗	2
	平四つ目結	1		丸に三つ鱗 (鱗黒地)	2
	平四つ目結 (黒地)	1		丸に三つ鱗 (丸と鱗の間黒地)	1
	丸に平四つ目結 (丸と四つ目の間黒地)	5	輪 紋	中太輪	1
	隅立四つ目結	10	輪 遠 紋	輪遠	1
	隅立四つ目結 (黒地)	1		三つ輪遠	6
	丸に隅立四つ目結	3		六つ輪遠	1
	丸に隅立四つ目結 (丸と四つ目の間黒地)	1	直 遠 紋	丹羽直遠	1
	つなぎ四つ目結	1	角 紋	隅立角	1
	十六目結	1	亀 甲 紋	亀甲遠	1
菱 紋	三階菱	6			
	丸に三階菱	6			
	丸に三階菱 (丸と三階菱の間黒地)	1			
	割菱	1			
	丸に割菱	2			
	丸に割菱 (丸と菱の間黒地)	1			
	溝口菱	2			
	細輪に溝口菱	1			
	武田菱	1			
	丸に寄せ三つ菱	1			
花 菱 紋	花菱	7			
	丸に花菱	3			
	隅切立角に花菱 (隅切立角と花菱の間黒地)	1			
	八重花菱	1			

植 物 紋			
紋の種類	紋章数		
葵 紋	立葵	1	
	丸に立葵	13	
菊 紋	図示がなく解らず		3
桐 紋	五三の桐 (花黒地)	6	
	丸に五三の桐 (花黒地)	1	
	五七の桐 (花黒地)	22	
	五九の桐 (花黒地)	1	
梅 紋	梅の花	1	
	丸に向う梅 (丸と梅の間黒地)	1	
	梅鉢	1	
	丸に梅鉢	4	
	丸に梅鉢 (梅鉢黒地)	1	
	裏梅鉢	2	
	裏梅鉢 (中心黒地)	1	
	星梅鉢	15	
	星梅鉢 (中の丸黒地)	2	
	豊後梅鉢	1	
酢 漿 草 紋	酢漿草	3	
	丸に酢漿草	7	
	丸に酢漿草 (丸と酢漿草の間黒地)	5	
	平隅切鉄砲角に酢漿草	1	
藤 紋	下り藤 (花黒地)	21	
	下り藤 (変形)	2	
	丸に下り藤 (花黒地変形)	1	
	上り藤 (花黒地)	10	
	丸に上り藤 (花黒地)	1	
	藤巴	5	
丸に藤巴	1		

紋章の研究

紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	
葛紋	葛	4	龍胆紋	丸に笹龍胆	3	撫子紋	撫子	1	
	丸に葛	12		龍胆車	1		三つ盛撫子	1	
	鬼葛	3	茗荷紋	抱茗荷	15	葦紋	丸に右重ね違い葦 (丸と葦の間黒地)	1	
沢瀉紋	沢瀉	1		丸に抱茗荷	1		丸に右重ね違い葦	1	
	丸に沢瀉	10		大割抱茗荷	1	梨紋	永井梨切口	4	
	抱沢瀉	1	竹紋	切竹十字	3		棕櫚紋	米津棕櫚	2
	丸に抱沢瀉	1		丸に笹	1			車前草紋	丸に車前草
隅切立角に抱沢瀉	2	丸に五枚根笹	2	杉紋	三本杉	1			
梶紋	立梶の葉	6	紋		丸に九枚笹	2	銀杏		五つ銀杏
	丸に立梶の葉	6		二重輪に九枚笹	3	蕨		丸に三本蕨	1
	諏訪梶の葉	3		二重輪に八重九枚笹	1		牡丹紋	津軽牡丹	1
	安部梶の葉	1		松紋	左三階松	2		松紋	丸に右三階松
柏紋	丸に三つ柏	5	丸に三つ柏(牧野柏)		1	西尾櫛松			丸に三本松
	細輪に土佐柏	3	抱柏		1			丁字紋	六つ丁字
	丸に抱柏	5	桔梗紋		丸に桔梗	7	丸にかけ六つ丁字		1
	桔梗紋	桔梗		4	丸に桔梗 (丸と桔梗の間黒地)	2	丸に八つ丁字	1	
丸に桔梗		7		桜紋	五つ桔梗	2	桜	2	
丸に桔梗		1			丸に桜	1	五曜桜	1	
三つ橘		1	丸に桜		1	九曜桜	3		
丸に三つ橘	1	葉付き桜	1						

動物紋				器財器具紋					
紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	
鷹の羽紋	丸に一つ鷹の羽	1	雁紋	丸に雁金	1	釘抜紋	釘抜	6	
	丸に班入一つ鷹の羽	1		丸に結び雁金	4		丸に釘抜	8	
	隅切立角に一つ鷹の羽	1		丸に二つ雁金	1		丸に釘抜	2	
	隅切立角に班入一つ鷹の羽	1		丸に二つ雁金 (丸と雁金の間黒地)	3	(丸と釘抜の間黒地)			
	久世鷹の羽	2		細輪に二つ雁金	1	杏葉紋	抱杏葉	5	
	丸に右重ね違い鷹の羽	10	尻合せ三つ雁金	4	丸に抱杏葉 (丸と杏葉の間黒地)		1		
	丸に右重ね違い鷹の羽	2	三つ盛糸輪に雁金	1	八枚抱杏葉		1		
	(丸と鷹の羽の間黒地)		鹿角紋	抱き角	5	花杏葉	3		
	八つ鷹の羽車	3		割り角	3	矢紋	丸に並び矢	1	
	井上鷹の羽	2			丸に違い矢		1		
				片桐違い矢	2				
蝶紋	揚羽蝶	11			丸に三つ矢	1	扇紋	五本骨扇	2
	揚羽蝶 (羽の一部黒地)	2			六本矢車	2		丸に五本骨扇	1
	丸に揚羽蝶	10						丸に月の丸扇	1
	反り六角に変形揚羽蝶	1					三つ扇	4	
	変り鎧蝶	1					変形菱輪に三つ扇	1	
	対い蝶(左右)	2					反り六角に三つ扇	1	
	三つ蝶	3					八本扇車	1	
	建部蝶	1					桧扇紋	桧扇	1
						丹羽桧扇		1	
鶴紋	鶴の丸	4				地紙紋	三つ地紙	1	
	対い鶴	2					軍配団扇紋	軍配団扇 (小の字文様)	3

紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数
団扇紋	団扇（ハート形）	1	笠紋	三つ寄せ笠	1
車紋	八本源氏車	3	祇園守紋	祇園守崩し	1
	十二本源氏車	2			
	生駒車	2	輪宝紋	輪宝	3
水車紋	八つ水車	1	七宝紋	大岡七宝	1
銭紋	永楽通寶銭	3	轡紋	轡	3
	真田六文銭	1			
	一文銭	1	額紋	丸に額	2
	三文銭	2			
蛇の目紋	蛇の目	4	杵紋	丸に違い杵	1
久留守紋	内田久留守 （星なし）	1			
	丸に十字久留守	2			
洲浜紋	洲浜	2			
	丸に洲浜	1			
	丸に洲浜 （丸と洲浜の間黒地）	1			
	四角に洲浜	1			
	足長洲浜	1			
	三盛洲浜	1			

天文地理紋		
紋の種類		紋章数
星紋	六曜	5
	丸に六曜 （六曜黒地）	1
	七曜	5
	九曜	13
	九曜 （外側の八曜黒地）	2
	離れ九曜	4
	並び九曜	1
	十曜	2
	離れ十曜	1
	波紋	丸に三つ頭波
丸に七つ頭波		3

文 字 紋	
紋の種類	紋章数
丸に一文字	9
丸に一文字 (丸と一文字の間黒地)	1
梅輪に一文字 (梅輪と一文字の間黒地)	3
窠輪に一文字	2
窠輪に一文字 (窠輪と一文字の間黒地)	1
丸に一文字丸に二文字	1
隅切立角に一文字 (一文字黒地)	1
丸に三の字 (丸と三の字の間黒地)	1
八角に三の字	4
丸に大の字	2
丸に大の字 (丸と大の字の間黒地)	1
丸に本の字	1
丸に山の字	1
丸に丸の字	1
丸に上の字	4
丸に弓の字	1
丸に鳩の字 (鳩の字黒地)	1
左万字	2
丸に左万字 (丸と万字の間黒地)	2
変り左万字	1
井の字	1

築 造 物 紋		
紋の種類		紋章数
井筒紋	組平井筒	2
	丸に井桁	1
井桁紋	丸に井桁 (丸と井桁の間黒地)	1
	三つ盛井桁	1
	八角に立二つ石	1
甃紋	三つ石	2
	四つ石	1
追洲流紋	保田追洲流	1
瑞籬紋	丸に玉垣	1

不 明 紋	
紋の種類	紋章数
紋章名不明のもの	11

合 成 紋	
紋の種類	紋章数
一文字三つ星	1
三つ星一文字(黒地)	2
丸に三つ星一文字	2
一文字丸に左三つ巴	3
隅立角に丸に一文字三つ星	1
櫛に月	2
角持に月	1
離れ九曜に二引両	2
丸に一文字割剣桔梗	2
折敷に三の字	5
折敷に縮三の字	2
亀甲に六曜 (亀甲と六曜の間黒地)	1
亀甲に菊	2
亀甲に花菱	1
亀甲に剣花菱	1
三つ盛亀甲に花角	1
丸に三つ盛亀甲に花角	1
三つ盛亀甲に十の字	2
三つ盛亀甲に七曜 (六郷亀甲)	1
黒餅に稻妻	1
黒餅に酢漿草	1
黒餅に剣酢漿草	1
黒餅に鬼薦	1
黒餅に右重ね違い鷹の羽	5
白餅に木瓜(窠輪黒地)	2
白餅に星梅鉢	1

紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数
剣酢漿草（剣黒地）	1	六つ鉄線に左三つ巴	1
丸に剣酢漿草	10	平井筒に沢瀉	1
丸に剣酢漿草 （剣のみ黒地）	3	丸に剣花菱	1
長剣梅鉢	1	丸に剣花菱 （丸と剣花菱の間黒地）	1
丸に長剣星梅鉢 （星梅鉢黒地）	1	梅輪に剣花菱	1
丸に長剣梅鉢 （長剣梅鉢黒地）	1	丸に三つ割剣花菱	4
鑲輪に星梅鉢	1	七宝に花菱	3
上り藤に大の字 （花と大の字黒地）	12	琴柱に三階菱	1
上り藤に一文字（花黒地）	1	源氏輪に豎二つ切竹	2
上り藤に唐花	1	四つ鑲輪に離れ六曜	1
下り藤に安の字 （花と安の字黒地）	1	七曜に一引両	1
下り藤に加の字	1	七曜巴	1
葉敷菊水	1	九曜巴	2
雪持五枚笹	1	井桁に右三つ巴	1
雪持根笹	1	額に二八文字	1
丸に雪持五枚笹	1	五つ瓜輪に違い剣	1
五七の桐に二つ雪持五枚 笹	1	山崎松扇	1
五三の桐に二つ笹龍胆	2	南部鶴	2
丸に二本竹に二羽宿雀	1	山形に輪違い	1
丸に九枚笹に二羽飛雀	1		
竹輪に九枚笹に三羽飛雀	1		
丸に剣柏	2		
五徳柏	3		
六つ丁字に幼剣	1		
丸に柿花輪に十の字	1		

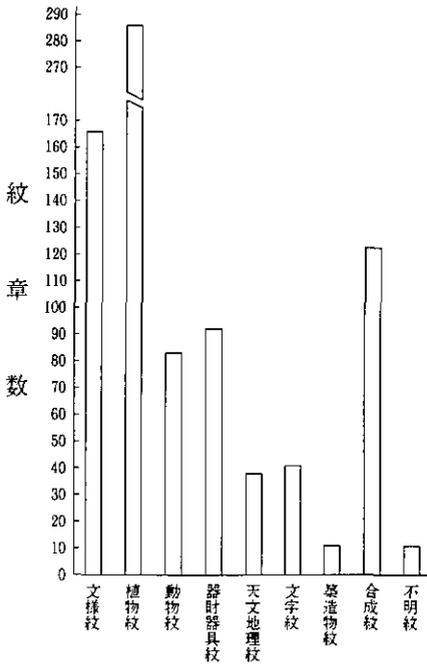


図2 9900石～150俵の武将の紋章の種類

2. 新しい紋章

9900石～150俵の武将の紋章中、新しく用いられたものを前述のように分類しまとめた。

(1) 今まである紋章を変化させたもの

この形態に属する紋章を便宜上四項目に分類し、用いる武将と共に表7に示す。

・ 部分的に変化させたもの

この系列に入る紋章は9ケースであった。

赤松信濃守は五九の桐を用いている。著者が調べた限りでは前報⁽⁸⁾で七九桐を述べたが、本報における紋章は左右に描かれた花が五ケずつの桐紋であった。この武将は前報⁽¹⁾においては五七の桐を用いており、本報において部分的に変化させたものであることが認められる。

次に丸に笹を用いている鳥井權之助の紋章も始めて認められるものである。鳥井氏一族の用いている鳥居笹とは異なる紋章であり、

表7 今まである紋章を変化させたものおよび用いた武将

部分的に変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	五九の桐	赤松信濃守	3500石
	丸に笹	鳥井權之助	1500石
	丸に五枚根笹	石川源兵衛	400石
		石川四郎左衛門	4000石
	丸に右重ね 違い 葦	新見又三郎	300石
	変り 鎧 蝶	石丸五左衛門	500石
	八本扇車	天野彌五右衛門	3000石
	丸に並び矢	岩間久五郎	300俵
	五つ瓜輪に 違い 剣	松波六右衛門	600石
	変り左万字	横山 數馬	4500石

外郭を変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	反り六角に 変形揚羽蝶	池田兵部	1000石
	反り六角に 三つ扇	松平八十之丞	1000石

白黒を反対にしたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	丸に弓の字	平岩若狭守	1700石

組み合わせを変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	隅立十六目結	本間豊前守	600石
	丸に寄せ 三つ菱	早川平四郎	400俵
	山形に輪違	脇坂一学	3000石
	丸に三本松	天野傳四郎	700石

このデザインは始めてのものである。尚この武将は前報⁽¹⁾では丸に笹龍胆を用いている。笹龍胆と笹(竹)とは異なるので、この武将としては部分的な変化ではなく異なる紋章を用いた事になるが、著者は既存の笹紋の部分的変化としてこの系列でまとめた。

丸に五枚根笹を2名の武将が用いている。この両氏の関係は調べた限りでは不明である。この紋章と既存の紋章との違いは五枚笹の部分である。五枚の葉が上部で放射状に広がってはならず、左右の葉は小さく、それが下部から覗いている。文献⁽⁴⁾によると石川系は大名では笹龍胆紋、また旗本では雪持五枚笹が多く用いられているようである。本報における石川四郎左衛門の場合、前報⁽¹⁾で用いられていた紋章は雪持五枚笹であった。そして用いているのは四郎左衛門の父石川又四郎である。ゆえに四郎左衛門の場合は父の用いた紋章を受継がなかったと考えられる。

次に新見又三郎は二枚の葉を右上に重ねた紋章を用いている。この武将は前報⁽¹⁾では新見違い葦を用いており、本報においては前報⁽¹⁾紋章と異なり一本の葉脈の記入しかされていなく、また丸と紋章の間を黒地にして変化させている。

石丸五左衛門は変り鎧蝶を紋章としている

が、この武将も前報⁽¹⁾においては鎧蝶を家紋としており、本報の紋章は部分的に変化を加え文様を単純化していることが認められ、やはり新しい形である。

八本扇車は前報⁽¹⁾においても部分的に変化させた紋章として述べたものであり、用いている武将は同一人である。前報⁽¹⁾においては八本扇車を隅切平角と組み合わせたような形であったが、本報においては円に変化させている事が認められた。

次に岩間久五郎が用いているのは丸に並び矢である。矢の文様が新しい形であると考えられる。またこの武将の父は前報⁽¹⁾では丸に並び鷹の羽を家紋としており、前述の石川四郎左衛門と同様に世襲でないことが認められた。

五つ瓜輪に違い剣を用いている松波六右衛門は前報⁽¹⁾では五つ瓜輪に四剣を用いており新しく組み合わせた紋章として述べた。本報においては四剣は用いておらず違い剣であった。前報とは五つ瓜輪の太さも異なる事が認められた。

横山数馬は変り左万字を用いており、このように変化させたのも新しい形である。尚この武将は前報⁽¹⁾においては普通の左万字を紋章としている。

・ 外郭を変化させたもの

この系列に入る紋章は2ケースであった。

反り六角に揚羽蝶の紋章も調べた限りでは新しいものである。またこの揚羽蝶も変形させてある。この紋章を用いている池田兵部は前報⁽¹⁾においては丸に揚羽蝶を用いており、また揚羽蝶も多くの武将が用いているものであった。

三つ扇は扇のみで円形にまとまるために、扇のみ用いられる場合が多いが丸を付した場合もある。本報においては反り六角を用いており、前述の揚羽蝶と共に特殊な形態である。

・ 白黒を反対にしたもの

丸に弓の字は前報⁽¹⁾において新しい事物の紋章として述べたものである。用いているのは前報⁽¹⁾と同様の平岩若狭守であり、白黒の関係を反対にしているのは衣服の色によるためとも考えられる。

・ 組み合わせを変化させたもの

この系列に入る紋章は4ケースであった。

目結紋はその数を変えて用いられている紋章である。本間豊前守は十六個の目結を隅立にした十六目結を用いている。前報⁽⁹⁾においても十六目結を述べたがそれは平十六目結であった。本報では隅立の形にし、しかも1ケずつの目結は密着した状態でまとめられている。

次に早川平四郎の紋章の丸に三つ菱の形も新しい。この紋章の特徴は中心に円を用い3ケの菱をまとめている事である。

山形に輪違を用いている脇坂一学は前報⁽¹⁰⁾において、新しく組み合わせた紋章として違い山形に輪違を用いている事を述べた。本報においては違い山形を一つの山形に変化させていることが認められた。

松紋は丸に三階松の形が多く用いられているが、天野傳四郎は一本松を3本並べた形にして用いている。松紋はこのように姿全体を表現する場合は根の部分を大きく表わしている場合が多い。しかし本報における紋章は幹から上のみであり、松紋の持つ力強さには欠ける紋章である。尚前報⁽¹¹⁾における天野氏の紋章は丸に三つ盛二階松であり、やはり根の表現は認められなかった。

(2) 新しく組み合わせたもの

新しく組み合わせた紋章および用いた武将を表8に示す。

表8 新しく組み合わせた紋章および用いた武将

紋章	紋章名	氏名	石高
	亀甲違い	白須主馬	500石
	六つ輪違い	池田市之丞	500石
	葉付き桜	小出兵庫	3100石
	丸に柿花輪 に十の字	坂部彌左衛門	300石
	隅立角に細輪に 一文字三つ星	永井三郎右衛門	500石

この系列に入る紋章は組み合わせたことによって新しい紋章になったもので5ケースであった。

亀甲を二つ組み合わせた紋章も新しい。この紋章を用いている白須主馬は前報⁽¹⁾においては五七の桐を用いている。この事から家紋を全く違う紋章に変えてしまった事がわかる。

次に池田市之丞は六つ輪違を用いており、輪を六ケ組み合わせた形は新しいものである。この武将は前報⁽¹⁾では丸に揚羽蝶を用いていたことが認められた。池田氏は揚羽蝶を多く用いているがこの武将も家紋を新しい紋章に変えたのであろうか。

桜紋は花卉のみを用いているものが多いが、小出兵庫は葉をつけた形にして用いている。葉付き桜は著者が付した名前である。桜の花にこのような形で葉を添えているのは始めてのものである。この武将も前報⁽¹⁾では菊紋を用いているので、何らかの理由で家紋を変更したものであろう。

坂部彌左衛門の紋章は丸の中に柿の花輪のような輪郭を用い、その中に十の字を描いた紋章である。この紋章名は著者が付したものであり、十の字か或いは久留守なのか、そし

て丸の中に描かれた周囲の文様も柿の花なのか、単なる文様なのかははっきりしない。尚この武将名は前報⁽¹⁾の寶永7年には載せられていない。

次に永井三郎右衛門は細輪に一文字三つ星の外郭に隅立角を用いている。この武将は前報⁽¹⁾においては丸に一文字三つ星を家紋としているので、更に外郭に隅立角を付し家紋を新しい形にしたものであろうか。

3. 紋章名不明のもの

紋章名のわからないものを表9に示す。

表9 紋章名不明のものおよび用いた武将

紋章	氏名	石高
	前嶋太郎左衛門	700石
	荒川八郎兵衛	550石
	本堂小太郎	8000石
	多羅尾久八	500石
	能勢惣重郎	2000石
	中坊美作守	4000石
	長崎半左衛門	1300石
	太田和泉守	3000石
	大井新右衛門	1000石
	細井佐治右衛門	1200石
	木原兵三郎	500石
	木原因幡守	500石

表9中の前嶋太郎左衛門、荒川八郎兵衛、本堂小太郎、多羅尾久八、能勢惣重郎、中坊美作守、の以上6武将の紋章は前報⁽¹⁾において不明紋としてまとめた紋章であり考察を省略する。

長崎半左衛門の紋章は丸に齊紋のようにも考えられるがはっきりしない。この武将は前報⁽¹⁾では紋章の記入がなく、何紋を用いていたのかは不明である。

次に太田和泉守の紋章は前報⁽¹⁾⁽²⁾で前述の武将達と同様に不明紋としてまとめたものである。前報⁽¹⁾⁽²⁾では著者の判断により三つの事物の合成紋とした。すなわち外郭の円は上部において左右に分かれ、それぞれ内側に巻き込まれており、また円に沿って左右に二枚の鷹の羽が描かれ、上部で内側に蕨状に巻かれた外郭と、左右の鷹の羽に挟まれた空間に車紋の外側の一部分らしき文様が描かれた紋章であった。本報の紋章は2ケの環で外郭をまとめ、内側の上部は生駒車を逆さに配置し、また左右の事物は何なのか不明である。太田和泉守の紋章は前報⁽²⁾においては新しい形であった。また本報における紋章も新しい組み合わせである。

大井新右衛門の紋章も新しい形である。中心は三星のようであり、その外郭は中央の三ケの円の形をそのまま輪郭とした二本の線で区切りをつけ、外側を丸でまとめている。何を意味した紋章なのであろう。この武将は前報⁽¹⁾では丸に三つ三階菱を用いており、組み合わせを変化させた紋章としてまとめたものであった。ゆえにこの武将も家紋を変更したことを伺い知ることができる。

次に細井佐治右衛門の紋章は、つなぎ四つ石の中央に八弁からなる花を挿入したように見える紋章であり、調べた限りでは何紋なのか不明である。尚この武将は前報⁽¹⁾においては丸に剣酢漿草を家紋としているので、この

武将も何らかの理由で変更したのであろうか。この紋章も新しい紋章である。

木原兵三郎、木原因幡守の両武将が用いている紋章は何なのであろう。花と葉から形成されている植物であるが、調べた限りでは何なのか不明である。この二人の武将は兄弟であり、前報¹⁾においては両武将共に車前草を用いていた。ゆえにこの武将達も紋章を変えていることがわかる。

本報における不明紋は以上11ケースの紋章であった。

この不明紋のうち3ケースの紋章が、新しく組み合わせたと考えられる新しい紋章であり、最後に述べた紋章は新しい事物の紋章に分類されると考えられ、不明紋に合計4ケースの新しい紋章が認められた。

4. まとめ

以上正徳3年の9900石～150俵の武将838氏の紋章を分類しまとめた。

新しい紋章としては

- (1) 今まである紋章を変化させたもの
 - ・ 部分的に変化させたもの…9 ケース
 - ・ 外郭を変化させたもの……2 ケース
 - ・ 白黒を反対にしたもの……1 ケース
 - ・ 組み合わせを変化させたもの
……4 ケース
 - (2) 新しく組み合わせたとしたもの……5 ケース
 - (3) 紋章名不明であるが新しいもの
 - 新しく組み合わせたとしたもの…3 ケース
 - 新しい事物の紋章………1 ケース
- 以上25ケースの紋章であった。

IV 結 び

本報においては正徳3年に記載されている大名573氏、および9900石～150俵の武将838氏の紋章を調べ考察を行なった。

その主な内容はこの年に新しく用いられた紋章を見出すことである。

新しい紋章としては

- 1. 大名の紋章
 - 今まである紋章を変化させたもの
……10 ケース
 - 新しく組み合わせたとしたもの………4 ケース
 - 新しい事物の紋章………2 ケース
- 2. 9900石～150俵の武将の紋章
 - 今まである紋章を変化させたもの
……16 ケース
 - 新しく組み合わせたとしたもの………5 ケース
 - 紋章名不明であるが新しいもの
……4 ケース

合計41ケースが新しい紋章であった。

紋章は世襲性を持つと考えられるが、兄弟、本家、分家等の一族が同じ紋章を用いる場合は、変化させて用いていることが認められこれは当然のことと考えられる。それは新しい形態と考えられる紋章を用いた武将の過去の紋章を調べると、その殆んどが既存の紋章を用いており、それを変化させていることによりわかる。

しかし一方においては、家紋を全く別の紋章に変えてしまった武将があることもわかった。

鎌倉時代から江戸時代の約100年に至るまでの武家紋を主にして研究を行なってきたが、これらをひとまずまとめて見る。

紋章とそれが用いられた時代との関係を見る一つの方法として、織物の文様に用いられた事物によって、その年代の新しい紋章を推測することを前報²⁾で試みた。このことにより、その時代の芸術、風俗、宗教等が大きな要素になっていることが分かり、これらの要因はその時代の文化を形成すると共に、紋章造形の大きな力となっている。

これらの事を時代を追って考察して見ると、武家紋の起こりは敵味方の識別にその端を発していると言われるが、公家の家紋のように衣服の文様から転じて家紋になったものも少なくないことが認められた。すなわち尚美的な意義を持つ紋章である。

また鎌倉時代¹³の多用紋に巴紋があるが、巴文様は鎌倉時代に流行した文様と言われており、当時の流行文様がそのまま紋章化されていることが認められる。また巴紋は特に信仰と繋がり乱世に生きた武将の心情を伺い知ることにも出来る。

次に紋章と時代色の関係も大きい。それは鎌倉時代の多用紋は巴紋であった。室町時代¹⁴も巴紋は引き続き多用されているが、この時代は足利氏の全盛時代であるために引両紋が多く用いられている。この事により足利一族がこの紋章を用いていた事がわかる。

また桐紋の使用がこの時代から増加している。これは足利尊氏が御醍醐天皇から桐紋を拝領し、この紋章を功績のある武将に与え、以後信長、秀吉も同様の事をしている。この事からもこれらの紋章を家紋にする事は最高の栄誉という事を伺い知る事が出来る。

また武家紋においては繁栄した武将の影響が大きいことは当然の事で、室町時代は佐々木氏の紋章である目結紋も多く用いられている。また全体的な傾向として室町前期より後期の方が紋章の用いられ方が少ない。これは下剋上の波に流されてしまった時代をよく物語っていると考えられる。

この二つの時代を通して言えることは、尚美的意義を持つ紋章、或いは記念的意義を持つ紋章が多い事である。これらの事から生活感情が組み込まれている事は当然であるし、美しいものに対する憧れも自然の現象である事を推察する事が出来る。また紋章の形態としては写實的、つまり具象的な紋章も多い

ことが認められる。

戦国時代¹⁵はその名の通り戦乱の世の中であり、この時代の特徴は前時代まで多用されていた紋章がそのまま用いられているのではなく、新しい紋章が増加し種類が多用化している。最も顕著に表われているのが植物紋である。鎌倉、室町時代は文様紋が群を抜いて多かったが、戦国時代後半には植物紋が非常に増加している。この時代も尚美的意義に基づいて家紋を定めた武将が多い事が分かる。

また此の時代は服装の形態変化が行なわれた時代であり、このような文化面の発達が美的感覚を洗練させ、尚美的意義を持つ紋章を増加させたものと考えられる。他面から考えると公卿の紋章は依然として栄誉と権威のある位置を占めていたようで、力ある武士は婚姻と言う形でその紋章を掌中に収めたのである。このような時代の反映がこの種の紋章の増加に繋がったと考えられる。

また例えば剣酢漿草のように武と美との組み合わせもなされていて、造形美の上からも優れたものであろうと考えられる。

次に下賜、譲与、奪取等の現象が生じたのは、紋章が当時の生活に如何に大きな意義を持っていたかを知る指標となるものであろう。

江戸時代は本報を含め11回に分けて研究してきた。全体的に言えるのは家紋は武士の生活に必須である事や、家督の世襲性等が紋章のバタンの増加に関係し、世代が進むにつれ新しい紋章が生まれていると言う事である。それは例えば一族間で一つの紋章を用いる場合や、また一族の関連は無くても同じ紋章を用いる場合に、数を増やしたり組み合わせを替えたり、部分的に変化させたり白黒を反対にしたり、外郭を変化させたりしている事がバタンの増加となったり、新しい紋章が生まれる要因になっている。ゆえに江戸時代においては新しい紋章を見出す事を研究の中心

とする事とした。

江戸期の紋章はその数の増加や形態の変化に見るものが多い。日常生活に使用されているものが紋章化されていたり、また中国大陆やその他の貿易国等から新しく入ってきた事物の紋章化も行なわれており、それらの紋章を見出した時は大きな喜びがあるし、その構成の見事さや着眼の面白さに、武家紋の硬さとは対照的な性格を見る事が出来るし、此の時代の生活感覚の一部に触れることが出来る。

また五代、六代将軍の頃になると、紋章は家格を示すものとしてのウェイトが大きかったと考えられる。それは自分の家を他に対して有利に主張するのに最も都合の良いものであったであろう。しかし略式の外出等にはその紋がかえって妨げになる事もあったようで、大名では替紋を用い始めている。それは此の時代は衣服に紋を付すのが常識で、紋の有るところに無いのは却って目立つ事になる。そのために知られていない替紋を用いたのである。このように紋を通して此の時代の背景や文化を垣間見る事が出来るのも一つの収穫である。

著者が定義づけた新しい紋章と、それを用いた武将の過去の紋章を調べると、紋章は必ずしも世襲ではない場合があることも認められ、これらも紋章数の増加の一因となっていると考えられる。

また紋章名不明のものが幾つか認められる。これらの紋章は文献に載せられていなく、調べている文献には限りがあるために紋章名を付けられないものもあり、また著者が付した紋章名もある。これらの紋章は用いた武将が祈りをこめたり、願いをこめたりして家紋に制定したものであろう事を考えるとき、これらの紋章の持つ真の意義を理解したいと思う。

江戸時代は元禄、享保の間を境にして前後二期に分かれると言われるが、現在調べてい

る正徳は元禄と享保の間である。財力ある町人達は富力で歌舞伎芸能と結びつき、また衣服文化の面でも町人が紋付羽織を着用している。これらの紋は武家紋とは異なり、庶民感情の盛られた日常生活用品やら、歌舞伎役者の衣服の文様等だったようである。ゆえに家紋数は増加するであろうし、新しく生まれた紋章が武士の中にどのようにして取り入れられていくかも興味ある事である。

引用文献

1. 若山：北星短大紀要、31 29 (1995)。
2. 橋本博：大武鑑 巻3、大治社。
3. 徳富蘇峰・橋本博：大武鑑 巻4、大治社。
4. 沼田頼輔：日本紋章学、人物往来社。
5. 萩野三七彦監修：日本の家紋、人物往来社。
6. 伊藤幸作編：日本の紋章、ダヴィッド社。
7. 国民百科事典、平凡社。
8. 若山：北星短大紀要、18 23 (1973)。
9. 若山：北星短大紀要、16 53 (1970)。
10. 若山：北星短大紀要、30 35 (1994)。
11. 若山：北星短大紀要、27 139 (1990)。
12. 若山：北星短大紀要、13 57 (1967)。
13. 若山：北星短大紀要、14 33 (1968)。